

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地方創生応援税制の創設(「企業版ふるさと納税」) (国 17)(法人税:義) (地 11)(法人住民税:義) <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	地方創生、人口減少克服といった国家的課題に対応するため、企業が行う寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じる。
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成 31 年末まで
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> 東京等に本社を置く企業が、地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。 <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号) (法制上の措置等) 第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。 <p>第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略 (都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略) 第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略) 第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】</p> <p>—</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>下記の観点を踏まえ、2020年までの5年間で、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況とする。</p> <p>なお、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協力体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。</p> <p>また、地方公共団体が、他団体と競い合いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。</p> <p>企業においても、本社機能の移転に至らずとも、本税制措置を活用することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>本税制は新設要望であり、現時点での適用実績は無い。</p> <p>また、本制度の対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であるため、適用数を推計することは困難である。</p>
		② 減収額	<p>本制度は新設要望であり、現時点での適用実績は無い。</p> <p>また、本制度の対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であるため、減収額を推計することは困難である。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成31年度)</p> <p>本税制措置により、企業の地方創生への貢献や自治体間競争を促進することや、本社機能の移転促進税制を補完する。</p> <p>また、本制度は新設要望であり、現時点での適用実績は無く、対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であることから、政策目的の実現状況の分析は現時点では困難である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成31年度)</p> <p>本税制措置を行うことにより、地方公共団体の一定の地方創生事業に対する企業の寄附を促進し、地方公共団体の総合戦略における基本目標・KPIの達成を後押しする。</p> <p>また、本制度は新設要望であり、現時点での適用実績は無く、対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であることから、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では困難である。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度～平成 31 年度)</p> <p>地方創生の実現は、官民を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、地方公共団体の取組への企業の協力が不可欠である。産業界においても地方創生に取り組む機運が高まりつつある今年度において、本要望が実現しない場合、千載一遇の好機を逃すこととなり、結果的に我が国の国益を大きく損なう恐れがある。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 28 年度～平成 31 年度)</p> <p>本要望の実現により、地方創生事業に対する企業の協力が飛躍的に拡大し、減収額を上回る事業費の確保を期待することができる。また、事業への協力を契機に、地方公共団体と企業との間で、継続的な協力関係が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が拡大していくことも期待される。</p> <p>ただし、本税制措置は新設要望であることから適用実績が無く、また、対象となる事業の範囲や税額控除率等について現在検討中であることから、現時点で具体的な効果を分析することは不可能である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生」政策5原則を定めており、その中で、「(1)自立性」として、施策が構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようものにし、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指すこととしている。</p> <p>国と地方だけではなく、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくという目的を持つ本税制の措置は極めて妥当であるといえることができる。</p> <p>なお、措置の対象は地方版総合戦略に定められた効果が高い地方創生事業に限定されていること、また、寄附のうち一定部分は企業負担とすることから、必要最小限の措置である。</p> <p>地方公共団体の地方創生事業に対する支援措置として、平成 28 年度当初予算として「新型交付金」を要求している。これは、国が地方公共団体の事業に対して財政支援をするもの。</p> <p>一方で、本税制措置は、企業からの地方公共団体に対する寄附を促進し、企業の地方創生の取組への参画を促すもの。</p> <p>本税制は、地方公共団体の地方創生事業に対する企業の寄附を促進することにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とするものであり、法人住民税においても新たに税額控除を措置することを予定している。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—